

# 第17回総会 議事録

総会開会時刻 令和6年11月27日(水曜日)午後1時30分

総会開会場所 市役所4階 大会議室

(農業委員の出席)

1番 一柳 泰徳	3番 西良 利彦	4番 前原 良行	6番 原 美智子
7番 島田 正明	9番 樋富 美行	10番 山越 典子	12番 増井 道宏
13番 服部 雅基	14番 川瀬 益栄	15番 船越 康博	16番 井村 美江
17番 森 博之	19番 青木 正廣		

(農業委員の欠席者)

2番 朝日 貴光	5番 金西 章	8番 豊田 泉朱	11番 賀出 勝也
18番 村岡 宇都美			

(農地利用最適化推進委員の出席)

1区 桑村 善彦	3区 松本 雅史	3区 中西 信之	4区 柳生 敬治
5区 宮田 芳和	5区 塚井 威史	6区 雲井 正博	7区 徳山 守
8区 手塚 博	9区 吉成 秀明	10区 里村 雅博	

(農地利用最適化推進委員の欠席者)

2区 前島 義夫	6区 市山 賢光	7区 森吉 憲三	9区 濱田 武志
10区 宮城 仁			

(出席者)

局長 横山 篤 次長 水口 理恵 書記 武田 嗣未

議案

- 議案第1号「小松島市農地利用最適化推進委員の承認について」
- 議案第2号「農地法第3条第1項の規定による許可申請審議について」
- 議案第3号「農用地利用集積計画案審議について」

報告

- 報告第1号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出について」
- 報告第2号「農地法第18条第6項の規定による通知について」
- 報告第3号「農地改良届出について」

その他

- 令和6年度後期分 農業振興地域整備計画の変更について

総会開始 午後1時30分

### 議長（青木会長）

それでは、小松島市農業委員会 第17回総会を開催いたします。

議事に入る前に議事録署名者に、1番一柳泰徳委員、10番山越典子委員をご指名いたします。よろしくお願いいたします。

なお、2番朝日委員、5番金西委員、8番豊田委員、11番賀出委員、18番村岡委員より欠席の届出がありました。

在任委員の過半数が出席しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、会議が成立したことをご報告いたします。

それでは、議案第1号「小松島市農地利用最適化推進委員の委嘱について」事務局より説明をお願いいたします。

### 事務局（次長）

議案書の2ページをお開きください。議案第1号「小松島市農地利用最適化推進委員の委嘱について」、ご説明いたします。

農業委員会等に関する法律第17条の規定により、「農業委員会は、農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する者のうちから、農地利用最適化推進委員を委嘱しなければならない。」とされております。

今回、2名の欠員が出ております、第9区域の農地利用最適化推進委員の委嘱について、総会での承認をお願いするものでございます。

推進委員候補者の方々につきましては、議案書の3ページをご確認ください。

欠員の募集につきましては、令和6年9月30日から10月28日までの間、ホームページ等で募集を行いまして、最終的には、候補者2名から応募がございました。

一人目の候補者の方は、濱田武志氏で、家族経営されている農業法人に就職し、その後、熱心に農作業に取り組んでおられます。それから、二人目の方は、吉成秀明氏で、お勤め先を退職された後、熱意をもって、農業に従事されていらっしゃいます。候補者の方、お二人とも、地元地域の農業の発展に貢献できれば、という思いから応募をさせていただいております。

それでは、ご審議を宜しくをお願いいたします。

### 議長（青木会長）

ありがとうございます。

ただいま、事務局より説明がありました。何か質疑はございませんか。

（※「なし」の声あり）

### 議長（青木会長）

ありがとうございます。

質疑がないようですので、議案第1号については、原案どおり承認といたします。

以上で、議案第1号「小松島市農地利用最適化推進委員の委嘱について」を終わります。

引き続き、承認された農地利用最適化推進委員の委嘱状交付に移りますので、ここで、総会を一時中断とさせていただきます。

### 事務局（局長）

それでは、新しく承認された推進委員に、青木会長より委嘱状を交付させていただきます。お名前をお呼びいたしましたら、中央までお進みください。なお、濱田委員は、本日、欠席されておりますので、後日、事務局より交付させていただきます。

（青木会長より、委嘱状交付）

### 事務局（局長）

吉成委員、濱田委員ともに、本日、11月27日から令和8年7月19日までの任期となります。これから、どうぞ宜しくお願いいたします。

それでは、会長、引き続き、総会の審議をお願いいたします。

### 議長（青木会長）

それでは、総会を再開します。

議案第2号「農地法第3条第1項の規定による許可申請審議について」、事務局より説明をお願いいたします。

### 事務局（次長）

議案書の4ページ及び5ページをご覧ください。

議案第2号「農地法第3条第1項の規定による許可申請審議について」、申請件数2件、18筆です。

◆議案書にそって、所在地、地目、面積、申請者、申請内容、耕作面積、通作距離、申請受付日、受付番号を朗読

### 議長（青木会長）

整理番号1番について、事務局から審議内容を説明してください。

### 事務局（次長）

申請にかかる審議内容についてご説明いたします。

整理番号1番、田13筆、畑3筆、合計面積15,802.31㎡、後継者への部分贈与による所有権移転の申請です。

譲渡人と譲受人は、親子関係となっております。譲渡人は、自身が元気なうちに後継者へ所有農地を引き継ぎたいと考えており、以前から申請農地の耕作を共に行ってきた譲受人と相談を重ねた結果、所有権移転の話がまとまり、農地法第3条の許可申請が提出されました。

譲受人は、取得後、機械・労働力・技術・通作距離などの状況から所有するすべての農地を効率的に耕作すること、また、必要な農作業に常時従事すること、周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障がないことなど、農地法第3条第2項各号に規定する要件には該当しておらず、許可要件をすべて満たしていると思われまます。

以上でございます。

### 議長（青木会長）

担当の服部委員さん、何か補足事項があればお願いいたします。

### 13番 服部委員

担当の服部です。現地を確認したところ、特に問題はないと判断しましたので、ご審議のほど宜しく申し上げます。

### 議長（青木会長）

それでは、整理番号1番の審議に入ります。  
何かご質問、ご異議はございませんか。

（※「なし」の声あり）

### 議長（青木会長）

ありがとうございます。  
異議がないようですので、整理番号1番は、原案どおり可決と認めます。  
引き続き、整理番号2番について、審議内容の説明をお願いします。

### 事務局（次長）

申請にかかる審議内容についてご説明いたします。  
整理番号2番、田2筆、合計面積707㎡、相手方の要望による所有権移転の申請です。  
譲渡人は、以前から申請農地を手放すことを検討しており、そこへ申請農地に隣接する住宅を購入した譲受人から、利便性のよい申請農地を購入したいとの申し出があり、双方で話し合いを進めていく中で所有権移転の話がまとまり、農地法第3条の許可申請が提出されました。  
譲受人は、これまで家庭菜園規模ながら、耕作を続けてきており、申請地を取得後は、野菜の栽培のほか、近隣農業者から耕作に関する助言等のサポートを受けながら、水稻も栽培する計画ということで、今後の耕作に十分な意欲をお持ちであると伺っております。なお、トラクターなどの農業用機械は近隣農業者から借りる手筈が整っているとのことでございます。  
譲受人は、取得後、機械・労働力・技術・通作距離などの状況から所有するすべての農地を効率的に耕作すること、また、必要な農作業に常時従事すること、周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障がないことなど、農地法第3条第2項各号に規定する要件には該当しておらず、許可要件をすべて満たしていると思われまます。  
以上でございます。

### 議長（青木会長）

担当の船越委員さん、何か補足事項があればお願いいたします。

### 15番 船越委員

はい。船越です。現地確認した際に、譲受人の方とお話ししましたところ、何ら問題はないと思いますので、宜しく申し上げます。

### 議長（青木会長）

それでは、整理番号2番の審議に入ります。  
何かご質問、ご異議はございませんか。

（※「なし」の声あり）

### 議長（青木会長）

ありがとうございます。

異議がないようですので、整理番号2番は、原案どおり可決と認めます。

以上で、議案第2号の審議を終了いたします。

引き続き、議案第3号「農用地利用集積計画案審議について」、事務局より説明をお願いします。

#### 事務局（次長）

議案書の6ページをお願いいたします。

議案第3号「農用地利用集積計画案審議について」、申請件数は16件、46筆です。

◆議案書にそって、利用権の種類、設定等をする者、設定等を受ける者、設定等をする農用地を朗読

それでは、審議内容について、ご説明いたします。

「農用地利用集積計画」は、地域計画が策定されるまでは従来どおりの手続きとなりますので、今回、利用権設定の申し出のあった農地が改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項に定める各要件を満たしているかどうかを基準といたします。

要件とは、農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合すること、利用権の設定を受けた後において、耕作等に供すべき農用地のすべてについて効率的に利用して、耕作等の事業を行うと認められること、耕作等の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること、対象農地の関係権利者の同意が得られていることなどでございまして、これらの基準を満たしているものと考えます。

7ページからの一覧表に契約内容の詳細を記載してありますので、ご確認ください。

以上です。

#### 議長（青木会長）

ただいま、事務局より説明がありました。

それでは、議案第3号の審議に入ります。

何かご質問、ご異議はございませんか。

（※「なし」の声あり）

#### 議長（青木会長）

ありがとうございます。

異議がないようですので、議案第3号については、可決と認めます。

以上で議案第3号を終了いたします。

以上で議案についての審議を終了いたします。

それでは、引き続き議案外に移ります。

報告第1号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第3号 農地改良届出について

議案外について事務局より報告をお願いします。

#### 事務局（次長）

それでは、議案書の11ページをお開きください。

報告第1号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出について」、届出件数1件、1筆です。

◆議案書にそって、所在地、地目、面積、譲受人、譲渡人、申請内容、届出受付日、受付番号、受理通知日、受理番号を朗読

整理番号1番は、畑1筆、面積114㎡で、既存住宅用地の拡大として、届出が提出されています。今回の届出地と隣接している宅地を売却することとなり、届出地も庭として転用し、併せて所有権移転をするとのことでございます。

現地確認をはじめ、添付書類を含め審査した結果、すべて完備しておりましたので、事務局長の専決処分により届出を受理し、受理通知を发出いたしました。

#### 事務局（次長）

続きまして、議案書の12ページ及び13ページをお開きください。

報告第2号「農地法第18条第6項の規定による通知について」、届出件数8件、14筆です。

◆議案書にそって、所在地、地目、面積、賃貸人、賃借人、申請内容、通知受付日、受付番号を朗読

賃貸人、賃借人の協議のもと、合意解約に必要な書類として、農地法第18条第6項の規定による通知書および合意解約書に双方の署名がされ、提出されております。

#### 事務局（次長）

続きまして、議案書の14ページをお開きください。

報告第3号「農地改良届出について」、届出件数1件1筆です。

◆議案書にそって、所在地、地目、面積、申請者、申請内容、通知受付日、受付番号、受理通知日、受理番号を朗読

整理番号1番は、田1筆、2,394㎡で、今後、野菜を作付けしたいと希望しており、80cm嵩上げをするということでございます。

周辺への被害防除としては、周囲は、三方向が市道と水路に隣接し、北側のみ農地と隣接しておりますが、全方向、土留めして行うとのことでした。

現地確認をはじめ、添付書類を含め審査した結果、すべて完備しておりましたので、事務局長の専決処分により届出を受理しました。

#### 議長（青木会長）

ただいま、事務局より議案外3件について報告がありました。

何か質疑はございませんか。

（※「なし」の声あり）

#### 議長（青木会長）

質疑なし、と認めます。よって、議案外について終わります。

引き続き、その他の案件の協議に移ります。

「令和6年度後期分 農業振興地域整備計画の変更について」事務局より説明をお願いします。

### 事務局（局長）

「令和6年度後期分 農業振興地域整備計画の変更について」でございます。

令和6年度後期分小松島農業振興地域整備計画の変更、いわゆる農振除外ですが、これに係る意見、農地転用許可の見込み等について、小松島市農林水産課より農業委員会に意見照会がきております。

今回の除外申請件数は、9件、11筆です。

また、編入件数につきましては、14件、29筆です。

農業振興地域整備計画とは、優良農地の確保と計画的な農業振興を図るため、市が策定している計画でございます。この農用地区域に指定された農地「いわゆる青地」については、農業の用途以外の目的に使用することが制限されており、農地以外に転用をして使用したい場合は、まず農用地区域からの除外「いわゆる白地」とする必要がございます。

この手続きの流れの中で、市は農協や土地改良区、農業委員会等にそれぞれの意見を聞くこととなっておりますので、今回、意見書の照会がありました。意見徴取の後、問題がなければ県との協議等を行い、その後、縦覧公告や異議申し立てへと進んでまいります。順調に手続きが進みますと6か月程度で計画変更が承認され、そのあと農地転用等の申請書が提出される見込みでございます。

農林水産課からの意見書について農業委員会では、除外申請地が農地転用申請を行うことを前提とした場合、「農地区分や変更目的、計画面積等が適切であること」、「農業上の効率的な利用、農地の集団や耕作に支障を及ぼすおそれがないこと」等を確認のうえ、農地転用の見込み等についての意見をまとめ提出することとなります。

委員各位におかれましては、現地にてこれらをご確認いただき、担当委員としての意見書のご提出をお願いいたします。

なお、提出期限は、12月13日（金）までとさせていただきますので、ご協力をお願いいたします。

今回提出されている案件の担当委員は6名でございます。

除外については、整理番号1番から3番は金西委員、整理番号4番及び5番は島田委員、整理番号6番は朝日委員、整理番号7番は豊田委員、整理番号8番は船越委員、整理番号9番は川瀬委員でございます。

編入については、整理番号1番、7番、11番から13番を服部委員、整理番号2番から6番、8番から10番、14番を増井委員にお願いします。なお、7番は本来、増井委員が担当ですが、増井委員ご本人が関係者となることからこちらは、服部委員をお願いいたします。

以上の皆さんは、資料を既にお手元に配布させていただいています。ご確認のうえ、担当委員としての意見をご記入の上ご提出をよろしくお願いいたします。

説明については、以上です。

### 議長（青木会長）

ただいま「令和6年度後期分 農業振興地域整備計画の変更について」について、事務局から説明がありました。

何か質疑はございませんか。

(※「なし」の声あり)

**議長（青木会長）**

質疑なしと認めます。

担当委員さん、よろしく願いいたします。

「令和6年度後期分 農業振興地域整備計画の変更について」を終わります。

以上で、本日の審議はすべて終了いたします。

終了時刻 午後1時58分

会議録署名委員            1番   一柳 泰徳   委員    10番   山越 典子   委員